

# 第11回議会運営委員会記録

令和6年1月29日

【開催日】 令和6年1月29日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時57分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
委員外議員	岡山明	委員外議員	中島好人
委員外議員	白井健一郎	委員外議員	矢田松夫

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 モニター意見「議会運営委員会における議題と議論に関して」について
- 2 「山陽小野田市議会議長の任期を3年以内とすることを求める陳情書」について
- 3 その他

---

午前10時 開会

---

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第11回議会運営委員会を開催したいと思います。本日、委員外議員として政党内閣公明党の岡山議員、それから、政党内閣共産党（後刻「政党内閣日本共産党」と訂正）の中島議員、それから、矢田議員と白井議員に委員外議員として出席していただいています。失礼しました。政党内閣日本共産党ですね。訂正します。出席要望がありましたので出席を認めたいと思いますが（後

刻訂正)、皆様よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは4名の方、席にお着きください。(「委員長、お待ちください」と呼ぶ者あり) ただいま機器の不具合が発生しておりますので、ここで暫時休憩したいと思います。

---

午前10時2分 休憩

---

---

午前10時10分 再開

---

宮本政志委員長 それでは再開いたします。機器の調整がございまして、ユーチューブ映像をサブチャンネルに切り替えさせていただきます。再び暫時休憩に入ります。

---

午前10時10分 休憩

---

---

午前10時30分 再開

---

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。機器の不具合で長時間にわたり休憩してしまいました。申し訳ございません。それと、先ほどの私の発言ですが、冒頭、本日の議会運営委員会に委員外議員として4名から「出席の要望がありました」と言いました。しかし、本日は、委員外議員をお呼びして御意見をお聞きしようということで議会運営委員会から出席を要望しましたので、先ほどの私の「4名の議員から委員外委員としての出席の要望がありました」という発言は訂正します。

河口修司議会事務局長 機器の不具合によって委員会の再開が遅れましたことを大変申し訳なく思っております。それから、視聴される皆さんにも御迷惑おかけしたことをおわびいたします。

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項1点目、モニター意見「議会運営

委員会における議題と議論に関してについて」に入ります。これについて御意見はございますか。

大井淳一郎委員 付議事項1点目の市議会モニターからの意見書には、議会運営委員会のことに関しまして、項目が1から5まであります。この項目に従って回答すべきだと思っております。項目1につきましては、私に名指しで来ていますので、私からお答えさせていただく形でお願いしたいと思います。項目1を見ますと、私が当時委員長をしていたときの発言についてです。「地方自治法は議長任期4年だがそれは議会改革とは関係ない。議会自立権の範囲内で2年に変更できるし、それは法律違反ではない」と述べたと御指摘いただいております。これにつきましては、まず、地方自治法上の議長任期は4年ですが、議会改革は関係ないといった背景は、「議会改革度ランキング」というものを早稲田大学マニフェスト研究所が行っているわけですが、その中の項目には議長任期に関するものではありません。ですから、そのことを述べた上で議会改革と関係ないというか、関連性がないという言い方をしました。要は、議長任期は、2年であろうが4年であろうが、議会改革が進んでいるところは進んでいるし、進んでいないところは進んでいないという意味だということでもあります。また、「議会自律権の範囲内で2年に変更できるし、法律違反ではない」ということにつきましては、まず議会自律権の「りつ」は法律の「律」ですので、誤植と理解します。自律権というのは、内部事項を自主的に決定できる権能のことを言います。私は、このように法律違反ではないと述べた背景としまして、全国の状況を述べております。細かい数字は述べませんが、申合せや慣例によって議長任期を、地方自治法では4年となっているところ、任期を1年、2年としているのが大半です。率だけ見ますと98.5%近くが、任期を1年ないし2年に申し合わせており、または慣例によって議長任期を定めているということがございます。全国の状況はこうです。もしこれが違法ならば、98.5%が違法だということになりますが、そうではないということがまず1点です。それと、議長任期は4年でないと違法だとした判例や先例

は、私が知る限り見当たりません。それらを背景に、違法ではないと述べさせていただきました。それから、後段にあります第103条第2項との関係ですが、私は、あくまでも申し合わせ事項で任期を2年に変えてはどうかという議論をしたわけでございます。これをもって地方自治法の規定が変わるものではありません。御承知のように、法律を改正できるのは国会だけですので、法令に準じる条例、または会議規則も含まれるかもしれませんが、それによって任期を2年とすることは難しいと思っております。取りあえず、私が述べた発言の根拠は以上でございます。

宮本政志委員長 今、みらい21の大井委員から御意見が出ました。先ほどの発言の中で判例にも少し触れられましたけど、別段違法という判例がないから違法ではないということではなくて、判例でも違法としたものは見当たりませんよということだと思いますね。

大井淳一郎委員 そうですね。私は、法律違反ではないという根拠として全国のことを言いました。参考までに違法とした判例はないではないかという意味で言ったと捉えてください。

宮本政志委員長 今の大井委員の意見に対して、伊場委員、笹木委員から御意見はございませんか。

笹木慶之委員 先ほど来からお話がありましたように、我々もこういった話を既に聞いております。県下の情勢を加味しながら具体的な対応をいろいろと協議したわけです。したがって、違法の問題であるとか、あるいは、違法に準拠するののかについては、現実に4年任期以外の1年、2年の任期という団体が98.5%あるという状態です。そういったことを踏まえながら、先ほどあったように、もちろん法令による決定はできませんが、申し合わせ事項についてはいろいろな議論をしたいという感覚で受け止めておりました。

伊場勇委員 大井委員の御意見については、私も同じ考えで進めていますので、特に反論するという事はないです。議長任期については、本市議会の実情に合わせた運用をさらに進化させていく中で求められている中で議論していると思っています。先ほどから申し合わせ事項に新たに記載して運用したらどうかと話していますので、法律の範囲内で行われていると解釈しております。

宮本政志委員長 そのほかにございませぬか。付議事項1の一つ目の項目について意見をお聞きしております。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは二つ目の項目に入りたいと思います。こちらについての御意見はございませぬか。

森山喜久副委員長 2項目には「現在の高松議長の議会運営が議会活性化をさせる上で大いに問題があることをほのめかしている訳だが」という記載がありますが、そういったことは一切ありません。この間、議長任期に係る議論をする上で過去及び現在の議長、副議長に対する不信任はないと。交代を前提とした議論ではなかったということを改めてこの場で確認していただきたいと思ひます。あくまでも議長任期に係る議論であり、過去と現在の議長、副議長に対する不信任はなかったということを再度確認していただくよう、お願いします。

大井淳一朗委員 私も同様です。「高松議長の議会運営が議会活性化をさせる上で大いに問題があることをほのめかしている訳だが」とありますが、これはこの方の御意見であって、私たちはそのようなことを一切思っておりませぬ。私も含めて2年とすることに賛成している会派につきましては、4年よりも2年のほうがより活性化するのではないかという意味で言ったわけであって、4年では活性化しないということを使ったわけではございませぬ。

笹木慶之委員 私から2点申し上げておきます。まず1点目、議長任期を2年とすることに問題があるのかどうかということについてです。再度申し上げますが、謙虚に、慎重に、そして緊張感を持ってしっかり検討していくということを前提に今後について協議していきたいということについては同様であります。もう1点は、私たちの会派においては、議長あるいは副議長に対する不信任という議論をしたことはないということをはっきり申し上げておきます。

宮本政志委員長 至誠一心会の議長任期に関するこれまでの議会運営委員会での発言を見ていますと、冒頭から何度もおっしゃっていたのはまさにそこです。議長あるいは副議長を否定する意味で議論に入るわけではありまないと。そこを強調されていたことは何度も確認しております。そのほかに御意見はございませんか。2項目めに関してはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは3項目めです。3項目めに関して御意見はございますか。

森山喜久副委員長 3番につきまして、先ほどと同じことを言うかもしれませんが、過去の議長、副議長の在り方をもってこの議論が出てきたわけではないということを再度確認したいと思います。そして、将来の議会運営をよりよいものとするために議論してきたと。活発な意見交換を行うために前回は委員外議員として政党会派及び無会派議員に出席要請をして、活発な意見を行ってきたと認識しております。

大井淳一郎委員 これは前期、私が委員長であったときに議論があったわけです。その期の際に結論を出すことも考えたんですが、やはり全議員に関わることで慎重にすべきという判断の下で現在になっていると考えております。これにつきましては、もちろんほかのいろいろな考え方もあると思いますので、今後、自由討議などをして活発な意見交換を行っていく必要があるという点では私も同感です。

宮本政志委員長 そのほかはございませんか。それでは4項目めに入ります。

4項目めについて御意見はございますか。

大井淳一郎委員 これはこの方の所感だと思っております。私たちは一切このようには考えていません。もうそれしか言いようがないです。しかし、こういった御意見、御指摘があることを踏まえて今後の議論の参考にしていきたいと思っております。こう思われぬように議論していきたいと思っております。

伊場勇委員 大井委員がおっしゃったとおりです。貴重な御意見として参考にして今後の議論に役立てていくと。参考にしていくということだと思っております。

笹木慶之委員 先ほどもしっかりと協議して、そして、慎重に、さらに緊張感を持ってしっかりと議論をするということを申し上げました。それをそのまま受け止めていただきたいと思います。

宮本政志委員長 そうですね。この4項目は先ほど大井委員がおっしゃるとおりです。今後、深い協議をするときにはこういった御意見をしっかりと参考にしながら協議していくことが重要だと思っております。よろしいですか。  
（「はい」と呼ぶ者あり） それでは5項目めに入りたいと思っております。御意見はございますか。

大井淳一郎委員 これにつきましては申し合わせ事項をどう捉えるかという重要な御指摘だと思っております。私は、最初の項目で述べましたように、申し合わせ事項自体は、法令そのものではないと思っております。議会内部の事項について自律権の範囲内で決められた重要なもので、一定程度の拘束力があると思っております。これにつきましては、議員それぞれの考え方があると思っておりますので、今後、申し合わせ事項を変更する中で、この申し合わせ事項自体の在り方、性質についても協議して

いきたいと思っております。

伊場勇委員 申し合わせ事項の考え方や拘束力というのは、非常に難しい議論になると思っております。本市議会において必要な事項、望ましい姿や効率的な運営のために皆さんで協議して決めた事項だと思っております。また、委員がおっしゃったとおり、度々更新してまいりました。そもそもの考え方についても今後しっかり議論していくと。それは頂いた貴重な御意見を基にやっていくと。参考にしていきたいと思っております。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたように、我々の会派の中ではいろいろと議論しております。それをもって議会運営委員会の中で協議していただきたいと思えます。いずれにしても、いろいろな御意見を伺った中で今後の議論を深めていきたいということでもあります。

宮本政志委員長 今、御意見をお聞きしました。冒頭で大井委員がおっしゃったことはすごく重要です。申し合わせ事項の性質についておっしゃったと思えます。申し合わせ事項の変更等に関しては、大井委員が前期に委員長をしておられたとき、物すごく慎重にしていくというところを、私は当時副委員長でしたが、そのときに感じておりました。この申し合わせ事項の変更については、議会運営委員会として、時間をかけて、また、性質も含めて深い議論をしていかないといけないと思っております。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）このモニターの御意見に関しては、議会運営委員会から広聴特別委員会に正式に回答しなければなりません。本日、皆さん方からいろいろな御意見を頂いておりますので、この御意見を基に委員長である私が広聴特別委員会にお返しする回答案をつくって、そして、最終的にまた皆様方に協議していただこうと思えます。

中島好人議員 ずっと本来の委員の中で論議されてきました。委員外議員をここに呼んでいます。そして、議論し、意見を聞きたいという話が何ものな

いです。こちらへの意見を求めることもないですね。何のために呼んだのか。僕は委員外議員だからずっと遠慮していたわけです。委員長が招集して、何の声もかけないというようなことは、運営上おかしな問題じゃないかと思っているわけです。それで、もう結論づけようとしている。そういう議会運営委員会の在り方は問題があると思います。今日の付議事項1はモニター意見です。議会運営委員会における議題と議論に関して5項目ありましたけど、基本的に何を言っているかというのと、これは8月9日にも同じように委員外議員も呼んで、議長と副議長の任期について議論しているわけです。議会運営委員会で議論すること自体が問題ではないか。また、それが法律違反ではないかというのが主なモニターからの主張です。それに対して、今、大井元委員長も説明されましたけども、法律違反ではないと。一方では法律違反だと、一方では法律違反ではないというのが今の議論の中身になっているわけでしょう。そのことについて、出されたのは8月21日ですから、その間の議会運営委員会の中でこの問題を大井元委員長は言われたんですが、議会運営委員会の中でこのことが議論されたのかどうか。その点が法律違反かそうじゃないのかというところの議論はどのようになったのかを説明していただきたいと思っています。

宮本政志委員長 今、中島議員から大きく二つの御意見がございました。まず、委員外議員として議会運営委員会からの要望があって御出席いただいていると。今、各会派の議会運営委員会の委員から意見をお聞きしておりましたので、別段御遠慮されなくてもよいと思います。中島議員と私とで少し解釈が違ったと思います。恐らく、中島議員は、私が委員外議員一人一人に御意見をお聞きするんだらうというお考えだから遠慮して言わなかったということだと思います。私は、議会運営委員会だけでなく、常任委員会であろうと特別委員会であろうと、議会ですから各委員あるいは各議員が、自分の意見があれば挙手して意見されるという前提でおりました。別段委員外議員に意見を求めずとも、意見があれば挙手されるということで、少し私たちの委員会運営に対する解釈が違ったと思

ますが、その点は御理解していただきたい。それと、議会運営委員会の在り方についてとおっしゃいましたけど、これは議会運恵委員会そのものの在り方ではなくて、私の委員会運営の仕方に関しておっしゃったものと受け止めておりますので、今、解釈が違うと申しました。それから、二つ目に、8月21日の付議事項の一つ目に関して今まで議論されていなかったとおっしゃったんですけど、もう一度お聞きしてよろしいですか。簡明にお願いします。

中島好人議員 8月21日に出されたモニター意見の中心は何かと言えば、議長、副議長の任期について議論すること自体、つまり2年、1年任期の議論そのものが違法ではないかという指摘です。そして、8月9日の議会運営委員会の中では違法ではないと。これは違法ではないという発言が出ました。大井元委員長も説明されたんですけど、個人じゃなくて委員会として出ました。出された二つの意見に対して、どのような審査がされたのかということを知りたいわけですが。

宮本政志委員長 今、二つですか。まず、そもそも議論するべきではないということが1点。そして、どのような協議をされてきたのかということが2点目ですね。今、中島議員がおっしゃったことについて、委員から御意見はございますか。2点目については、今まさに回答を出すために審査しているんですけどね。

大井淳一郎委員 まず、前段です。中島議員が言われるのは、この議論自体が違法ではないかということなんですけど、私はそう思っておりません。申し合わせ事項の中に議長任期を2年とすることを明記することについて、これは違法ではないかとか、いやそうではないとかいう議論はあると思いますが、議論自体はすべきだと思っております。議論自体が違法という批判は当たらないものと考えております。それから、後段につきましては、私が委員長時代にしていた関係で、多少の責任は感じているわけですが、これについてはさらに議論を深めるために、本日もあ

りますし、今後もあると考えておりますが、協議していく事柄だと思っております。

中島好人議員 今、「法律違反ではないか」という問いに対して「そうではない」というんですから、基本的にこの法律から見てどうなのかとなるわけです。違法であるというモニターの根拠は、地方自治法第103条第2項です。「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と、もう決まっているわけですよ。それが法的根拠なんです。違法ではないという法的根拠がどこにあるのかが分からないところです。先ほどの説明でいうと、全国の実例を出して、2年が多いんですけども、法的根拠がどこにあるのかが分からない。地方自治法第103条第2項で決まっているわけですよ。違法ではないという法的根拠は何かということなんですよ。

宮本政志委員長 中島議員、本日の付議事項2に陳情書の関係を盛り込んでいるんです。前回の議会運営委員会の中で、本来ならこの陳情書に関しては、3月定例会で扱ってもよかったんですけど、今おっしゃったことも含めて陳情書にも大きく関係してきます。それで、議長に許可を頂いて、3月定例会ではなく、もう早めにこちらも扱っていくことにしているんですよ。ですから、陳情書も含めて、今おっしゃった点について審査に入っていくようになります。

中島好人議員 前回の話ですね。前回、私はいなかったんですけども、基本的に前回の議会運営委員会の中では、議長任期は2年というのが圧倒的だったんです。それはおかしいというのはごく僅かでした。前回の議会運営委員会の中身を尊重するとなると、議会運営委員会としては、議長、副議長の任期は2年にするとなるんですか。

宮本政志委員長 議長の任期は2年になるんですかと中島議員から質問がありましたが、そういったことも踏まえて、申し合わせ事項の変更も踏まえ

て、どのようにしていくのかということを経後の議会運営委員会で議論していくんです。

矢田松夫議員 今の議論について水を差すわけではありませんけれど、8月21日のモニター意見については、これまでの議会運営委員会の中で、あるいは私たちが委員外議員として出た議会運営委員会の中でされました。委員会の進め方ですが、今日やるのが新たに出たと。1月15日付けですか。これについて、委員外議員を含めて議論するのが今日の場合だと思っています。もう1回話を整理しますが、委員会の進め方については、この8月21日付けのモニター意見は正規委員でやっていただいて、今日私たちが出たのは、この1月15日付けの陳情書に関する議論に参加してほしいと。こういうことであると思って参加したんですが、違うんでしょうか。

宮本政志委員長 委員外議員に対して御意見をお聞きする内容について、付議事項2についての意見を参考としてお聞きしたいということであれば、つまり、今、矢田委員が言われる内容であれば、冒頭からから委員外議員の出席をお願いしていません。議運の中で本日扱う付議事項について、委員外議員として4名の皆様方から御意見を頂くということになっておりますので、本日の付議事項2についてのみ皆様から御意見を頂くという方向性で委員会を進めているわけではございません。

矢田松夫議員 了解しました。

宮本政志委員長 今、中島議員からの御意見が出ておりますが、創政会、みらい21、あるいは至誠一心会から御意見はございますか。

伊場勇委員 中島議員の御意見に対して、地方自治法では議長任期は4年となっていることは、私たちもしっかり理解しています。その中でどう運用していくのかということを経話しているんだろうと考えています。なの

で、実際の運用についてはまだ今からしっかり話さなければいけないんです。議長任期が4年ということは地方自治法で決まっています。その中でどう運用していくかという議論なんです。だから、違法という考えはないです。

中島好人議員 質問が聞き取れなかったんですけども、違法であるという人は、地方自治法第103条第2項に規定されているのに、違法でないという法的根拠は何かと。示せるのか示せないのかといわれているんです。2年間にしている実例を言われたんですが、法的根拠はないんですか。

宮本政志委員長 今、中島議員から意見が出てきましたね。伊場委員からも中島議員の意見に対して意見がございました。事務局の見解を少しお聞きしたいんですが、よろしいですか。

岡田議会事務局議事係主任 先ほど委員の皆様のお意見を伺っておりますと、地方自治法第103条第2項におきまして「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」と明記されていることを前提として、その法律そのものを変えるわけではなく、その運用を変更するという御意見であったかと思えます。中島議員がおっしゃるように、この法律そのものを変えるのであれば、当然違法といえますか、そういったことはできません。大井議員がおっしゃった法律の根拠としては、条項そのものを変えるのではなく、その法の範囲内での運用として、申合せ等において任期について検討していくという回答であったと考えております。

宮本政志委員長 中島議員、今の事務局の説明はお分かりになりましたか。大井委員、伊場委員、笹木委員、つまり、三つの会派の統一見解としては地方自治法第103条第2項そのものを変えるのではなく、そのものを変えるということに関しては、法に触れていくでしょうから、そういう議論ではなくて、本市議会の現在の実情に合わせて、実情を鑑みて適正な運用をするために、申し合わせ事項を変えていくということも含め

てです。そういった前提で議論に入ってたわけです。だからそのことについて今事務局から説明があったんです。

中島好人議員　もちろん地方自治法をここで変えるというばかみみたいな話は、当然ないわけです。国会じゃあるまいし、そんなんじゃないんですよ。やはり、4年という任期はもう決まっている話なんですよ。それを、申し合わせ事項とか何かで2年にするのはおかしい話なんですよ。ですから、議員必携でもちゃんと書いてあるわけです。議長交代にとって例から見ると、法定どおり4年とすべきと。町議会では2年ごとに交代はあるけども、議長、副議長は任期いっぱい勤めることが当然であるが、現実において、病気とか、単にやむを得ない事情があるときに持続したいということになるわけです。それを決め事みたいに、2年にするというのを申し合わせ事項にしよ、決めること自体が法律違反じゃないかと言っているわけです。それを2年に変えてばかみみたいな話を私はしているわけじゃないんです。だから法的根拠はないわけです。早い話が2年にしましょうとかないわけです。だから、法的には4年とするというのはもう決まっているわけですよ。それを2年にしましょうという議論をすること自体がおかしい話じゃないかと言っているわけです。

宮本政志委員長　今、中島議員から意見がいろいろ出ておりますけども、そもそも、先ほど5項目の点で、申し合わせ事項の変更についても触れましたが、前回の議会運営委員会的时候から前大井委員長が、先ほど私が言いましたように、この申し合わせ事項の変更そのものについて、申し合わせ事項の性質も踏まえて深く議論していかないと、これは簡単なことではないという前提でしておりますので、別段、申し合わせ事項をすぐに変えていきますよという前提で議論に入っていくということじゃなくて、変えていくに当たって、いろいろな御意見、つまり委員外議員の方からいろいろな御意見を頂いて、そして申し合わせ事項の性質も踏まえて今後協議していかないといけないという場なんです。ですから、議論に関してもう少し協議していかないといけないと思います。時間が少し

経過しておりますので、ここで暫時休憩したいと思います。

---

午前 11 時 10 分 休憩

---

---

午前 11 時 25 分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほどから中島議員外委員からも御意見が出ております。それについて、創政会の伊場委員からも御意見が出ておりますが、そのほか御意見はございますでしょうか。本日、この議会運営委員会からの要望で、委員外議員 4 人の皆さんに御出席していただいておりますので、どうぞ御遠慮なく御意見を頂けたらと思っております。御意見はございますか。

岡山明議員 公明党から話をさせていただきます。公明党からも 8 月 9 日の議会運営委員会で話をしたんですけど、議長任期は 2 年という形で進めさせていただきたいという状況です。議長の任期に対する法令違反という話は、議長の任期は議員の任期と、地方自治法第 103 条と聞いています。先ほど大井委員から議長の任期については、申し合わせ事項という形を取ると。先ほども大井委員からありましたように、現在、2 年任期が 67% ぐらいあるような状況で、そういった意味で、中島議員からありましたように、当然、法令違反と皆さん知っていると。当然、議会運営委員会はそういう形で進められている状況が分かります。まず、議長に対して任期を縮めるという形が、一身上の都合で議長が自ら辞職するという仕組みで今進められておる。そういう状況の中で、全国で 67% の自治体において、議長任期を 2 年に変更しておると。これは確かであり、そういう状況で、それを法令違反、僕も今言った 67% 自治体も法令違反していません。実際に、議長から一身上の都合で自ら辞職という状況の下で、2 年という形を取られて、全国で議長が辞めないという形でいろいろあるようですけど、そういう申し送りの状況の中で、それがあると。山陽小野田市おきまして、現在の議長任期の在り方、いろいろ

問題があって、申し合わせ事項中の2年という記述が載つけられたといういきさつもあると思うんです。そういう状況で、法令も先に進まないと思うんですよ。そういった意味で、一身上の都合で議長自らが辞職するというシステムを進められていると、そういう形でしっかり検討し、2年間という話を私は進めたほうがいいんじゃないかと思っています。そういった意味で、公明党は2年の形でしっかり活性化できる議会をつくっていただきたいということで、2年でよろしくお願いします。

宮本政志委員長 今、公明党の岡山委員からは、違法ではなく、しっかり申し合わせ事項で2年と変更をお願いしますという御意見が出ました。そのほかに御意見はございますか。

白井健一郎議員 私は、議長任期は4年が原則だと思っています。理由は先ほどから出ているように、地方自治法に明記してあるということですから、条例や申し合わせ事項では短縮できないと考えています。しかし、この4年という考え方に立っても、実際に議長が辞表を提出するような場合には、現実的に任期が短縮してしまうから、これを全く無視して考えることはできません。では、その次に、いつでも辞表を提出できるのか。先ほどから皆さんが言われているように、一身上の理由があるからという理由で、いつでも辞表を提出できるのかという問題が残りますが、結局事故や病気などの場合以外は、例えば議長が議会の多数の支持を得ていないと判断されるときに、議長が自ら、もちろん文言は一身上の理由でもいいんですけれども、そのときに辞表を提出するという形で、任期が終わってしまうということもあり得なくはないと思っています。ですから、例えば、笹木委員がおっしゃられましたが、現在の議長に対して不信任の考えは全く持っていないというならば、なぜ議長を変える必要があるのかということになりまして、議長は辞表を提出できないということになると考えています。

宮本政志委員長 今、白井委員外議員からの意見で、前半の部分で条例と申し

合わせ事項による変更ということが出ましたが、今日の議論を見ると、みらい21にせよ、至誠一心会にせよ、創政会にせよ、本市議会の議会基本条例での変更は一言も触れておりません。その辺りも踏まえた前半部分で、白井委員外議員の御意見の二つ目に関しては、地方自治法の4年任期が前提ということをおっしゃって、いつでも辞表を提出できるのかというところにもいろいろ条件があって、疑問を呈しますよとおっしゃったんですけど、今の白井委員外議員の意見について何かございますか。議会運営委員会の3会派の方、何かございますか。

笹木慶之委員 我々は先ほど来申し上げたように、議会運営委員会の委員なんです。会派の代表者として審議に関わっておるということです。したがって、その背景を基に再度申し上げましたが、議長任期を2年にするということについて、やはり、緊張感、あるいは謙虚、あるいは慎重にという有志的な手法によってしっかり議論するべきじゃないかということです。決してそれを否定するものではありません。それから、我々の会派の中でしっかり議論したものが出ておるわけです。それもやはりしっかり受け止めてもらいたいと思います。あとの個々の事情について、いろいろ申し上げるべきではありませんが、それはその実態に応じた中で、議会の申し合わせ事項として取扱いをしてもらいたい。それもやはり、議論の一つに加えてもらいたいと思っております。

中島好人議員 繰り返すような形になりますけども、正規の議会運営委員会の会議の中に、議長、副議長の任期そのものを議題にすべきではないと。私の考えです。

宮本政志委員長 中島議員に少しお聞きしたいんですけども、議長任期そのものを議会運営委員会で扱うべきではないというのは、現在ですか、過去もですか。本市議会は、2年前に改選があって、今の議会運営委員会がございまして。今、この議会の中で、議長任期に関して、議会運営委員会で扱うことがいけないと。しかし、それ以前の議会はいってことです。

か。以前の議会でも扱っております。だから、過去の議会は、議長任期を議会運営委員会で扱っていますがそれはよろしいと。今の議会運営委員会で議長任期を扱うのは、不適切だとおっしゃっているのでしょうか。それとも、議会運営委員会そのもので議長任期を扱うことが駄目だとおっしゃっているのでしょうか。その辺りをお聞きしたいんですが、いかがですか。

中島好人議員 委員長が最後に言ったとおりです。繰り返しになるけども、要するに、議会運営委員会の中で議長の任期を議題にすること自体が僕は問題があると思います。違う場で、いろんな論議をしていくことはあり得るかもしれませんが、モニターの意見でもありましたように、正規に議会運営委員会が任期を議題にすること自体が違法であると主張しており、僕もそのとおりだと思っているので、再度言うようになりました。

宮本政志委員長 今回の議会ではなく、それ以前の議会で、過去、議会運営委員会でこの任期について、あるいは申し合わせ事項関係について議論したことも否定されるということでもいいですか。

中島好人議員 以前というか、今のこのモニター意見に対してですから、現状のみです。

大井淳一郎委員 前期、つまり以前の改選期で、実は、議長任期を地方自治法上4年になっているけど、2年を明記すべきではないかという議論はやっております。議会運営委員会の方にやっております。それから、もっと言えば、もともとは申し合わせ事項で2年でした。それを平成25年か26年ぐらいに4年にしようじゃないかということで、議会運営委員会でやっております。もしかしたら特別委員会だったかもしれませんが、どちらにしても公的な機関でやっております。それ自体も違法と否定されるのかという意味で委員長が言われたんですが、中島議員はその辺はどのようにお考えですか。過去も違法だったということも、そのと

きは誰も言わなかったですね。

中島好人議員 そのときは気づかなかったちゅう形になるかもしれません。

今はこういった地方自治法に基づいて、そのときの知識に基づいて、今の到達点での発言としております。

宮本政志委員長 そのほか委員外議員も含めて、御意見はございますか。ぜひ、今後の議会運営委員会の議論の参考にしたいと思ひまして、今日お呼びしておりますので、ございますか。

矢田松夫議員 今の中島議員の発言は、議会運営委員会でやるのは間違いであって、ほかで議論するのは大いにやってくれと。例えば、議会の在り方調査特別委員会で、4年にするか2年ですかといった議論、そういうところも必要ではないかということを言われたと私は思うんです。ですから、全く否定されていないと、議論してほしいということだったと思うんです。いやいや、公の委員会ちゅうのは、過去にやったのが議会の在り方調査特別委員会で、そのような結論を出したということなんです。もう一つは、今回1から5までありますけれど、8月9日にもう既に、私は委員外議員としての発言をしておりますして、法に基づいて4年でやるべきだと。そして2年とか4年とかそういう議論すること自体が全くナンセンスであるということをおっしゃいます。

伊場勇委員 議長任期というものは、とても重要な問題だというのは皆さん御認識のとおりだと思います。ただ、それを議論するのはいけないことなんでしょうか。議会運営委員会でそれを話すこと自体が駄目だというと、私は何のためにここに集まって何を話せばいいのかと思うわけです。中島議員、違いますか。僕の言っていることは間違っていますか。いかがですか。

中島好人議員 間違っています。

伊場勇委員 その御認識が私はどうかと思います。では、どこで話すべきなのか、多分答えないんでしょうけれども、議会運営委員会としては、会派の代表者が集まって、議会運営において、必要な事項もしくは、この後、必要とされる事項についてしっかり皆さんで意見を出し合って、この議会のために考えて動くわけでございます。そこを否定されるのであれば、この議会の体をなさないと思っておりますので、私はこの議長任期についても、今後、議会のために、強いて言えば市民のためにしっかりと話していく所存でございます。そういうふうな議会運営委員会であり続けたいと私も考えております。

笹木慶之委員 何回も言っておりますが、もう1回言っておきます。私たちは議会の会派として方向性をいろいろ議論しています。その意見として、議会運営委員会に提出して議論しておるというわけです。なぜその道を閉ざすんでしょうか。我々の会派として方向性を決めて、それに対して民主的な議会運営をしたいという意向をしっかり伝えておるわけですから、それについてしっかりした議論をやはりしてもらいたいと思います。もちろん、法的な根拠であるとか、そういったものについては十分認識しておるわけです。ただ、問題は現実的な社会的な現象といいますか、いわゆる事実が決めていくわけですから、それに対して、第三者的の意向が関わるものではないと思います。ですから、そういった手法の中で定められるものであって、議論が深まるものだと思っておりますので、それについて私たちは異論ありません。

宮本政志委員長 先ほど、矢田委員外議員の御意見の中で、閉鎖された場だという意味ではなくて、議会運営委員会ではない別の公開を前提とした何か特別委員会のような場で議論したらいいという、議会運営委員会ではない方法論を探せということをおっしゃったんですね。

矢田松夫議員 委員長が言ったとおりです。過去議論したことが間違いである

のかというふうに中島議員外議員に対して言われたから、そうじゃありませんよと。過去については、議会運営委員会の中でやるよりは、特別委員会の中で議論をしてきたと。二つ目は、議論することは大変非常にいいことだと、こういうふうに言ったわけです。私も中島議員外議員が言うように、やっぱり議会運営委員会の中で任期をどうのこうのと言うのではなくて、現職の議長が辞表を出して、次の議長選挙をどういうふうに行うかということについては、議会運営委員会の中でやるかが分かりません。僕は段取りを議論するだけであって、2年か4年かということよりは、議長が辞表を出しても止めようがないんですから、ではその後どういうふうにして議長を決めていくのか。決めていくのかという言い方は悪いんですが、どのように議長が辞表を出したと。これについては誰も止めようがないんですね。さっき言うように、一身上の都合であろうが、身体の都合だろうが、それであれば、その後の任期を2年と決めるのは違法ではないかと。議会運営委員会の中で、私が言うのは、簡単に言えばそういうことです。止めようがない。出したのだからそのあとどうするのかを議会運営委員会の中で大いにやってくださいと。2年とか4年とかにすること自体についてはおかしいんじゃないかということで、中島議員外議員が言うのと全く一緒と思います。

宮本政志委員長 今、中島議員外議員の意見に対して、議会運営委員会が出している結論と違うことを言われたら困るよという前提の議論は少し乱暴かなと私は思いますので、今平行線になっていますよね。議会運営委員会の3会派の意向は、議長任期を申し合わせ事項の変更も踏まえて行っております。それに対して、中島議員、白井議員からは異議があるということで、矢田委員からはやるとするならば議会運営委員会ではなくということで御意見を頂いております。本日の付議事項は、議会全体に関わる非常に重要な点ですから、委員外議員の方を入れさせていただいて御意見を頂こうということが、本日の議会運営委員会です。今後、この重たい議題については、委員外議員の方の御意見を参考にして協議を進めていかないといけないと思っております。ほかに御意見がないようで

したら、議長任期、そして申し合わせ事項の変更についても、これから議会運営委員会で扱っていく場合には、委員外委員の方に出席を御依頼して、御意見を頂きます。そして、その御意見を参考に協議を深めていくという方向性でよろしいでしょうか。以外の皆さん、ほかにございますか。それでは、付議事項の一つ目に関しては終わりました、続きまして付議事項の二つ目に行きたいと思います。皆さん、資料の確認は大丈夫でしょうか。

中島好人議員 委員長はやっぱり任期を議題にするわけですね。私はこういう任期については、議論すべきではないという立場をとっておりますので、付議事項2については、私は退席いたします。よろしくお願ひします。

宮本政志委員長 今、中島議員外議員から付議事項1点目が終わりました、2点目に当たっては委員外議員としては退席させていただきますという発言ございましたので、認めます。ありがとうございます。お疲れさまでした。

(中島議員退席)

宮本政志委員長 それでは、付議事項、陳情書に関する二つ目、「山陽小野田市議会議長の任期を3年以内とすることを求める陳情書」について御意見はございますか。

大井淳一郎委員 後ほど、矢田議員には発言していただくとして、取りあえず私は委員なので、この陳情書を見させていただきました。先ほど、モニターとして意見を出されている方と同一の方だと思っております。任期を2年にするのはけしからんと言いながら、片や、3年以内とすることを求める陳情書という意図がちよっと分からないところがありますので、やはりなぜこのようなことを出されたかを聞く必要があるのではないかと

と思っております。

伊場勇委員 大井委員がおっしゃったように、先ほど協議したモニターの意見と、この陳情書を提出された方が御一緒なので、陳情書だけやるのではなくて、1も絡めて、御本人からお考えをしっかりと確認する必要があるかなと思いますので、ぜひ参考人として呼んでいただきたいなと思っております。

笹木慶之委員 3年以内とすることを求める陳情書が出ております。我々の会派としての考え方ですが、さっきの議論で法律違反だとか、2年じゃなし4年だという議論を片方でしながら、このような陳情書が出たこと自体がよく理解できません。したがって、これについてはしっかり聞いた上で、今後の方針を決めていきたいと思っております。

宮本政志委員長 今、3会派とも陳情者を参考人として呼びしようということで意見が一致していると思っております。そうすると、参考人招致をするということで、日時の関係もございます。参考人を呼びすることを議決するに当たっては日時も決まっておかないと議決できませんので、本日の議会運営委員会において呼びするという御意見は、3会派とも統一していることは分かりました。日程調整を事務局といたします。日時が決まりましたら、再度、議会運営委員会の中で参考人招致を正式に議決しようと思っておりますので、よろしいですか。事務局、よろしいですね。付議事項二つ目について、本日は参考人を呼ぶことは一致です。あとは日時を調整し、次回参考人招致を議決するという、付議事項二つ目については終わりましたが、委員外議員から何か御意見はありますか。これについては言っておきたいことがありますか。

矢田松夫議員 私は、今回の3年というのが陳述者の意見であって、この3年が妥当か否かという事実は持ち得ていないから、私は意見を言う立場ではないと。事実が分からないんですよ。3年か2年がいいのか。唯一分か

っている事実は、任期は4年という法律しかないんです。ですから、本来なら、その議論に入れば私も退席しようと思ったんですが、そういうわけにいかないの、あえて残りました。そういう意見がまず一つです。それから、さっき言いましたように、私たち委員外議員に聞くよりは、陳情者に聞いたほうが一番早いんじゃないかと。だから、3年以内がどうのこうのということについては、回答する、あるいは議論する立場でないということを申し添えておきたい。だから退席するわけにいかない。私は、そういうことだけ申し上げます。

白井健一郎議員 この陳情は、議長の任期を3年以内とすることを求めると言っていますけれども、本当に陳情者がそれを求めているのか分からないところに、ちょっと矛盾を感じるんです。この方は、ある政党の山陽小野田市の委員長と聞いていますけれども、その方が書いたこの陳情書を読みますと、本来、議長の任期について議論するのはタブーなんだけれども、このタブーのところでどこまで深く議論できるのか私も参加してみたいと書いてあったんです。そうなりますと、陳情者を仮に呼ぶとして、私は議会運営委員会の正規のメンバーではありませんが、議会運営委員会のメンバーとこういうふうに委員外議員として呼ばれたメンバーとその一市民が、皆さんでざっくばらんに、積極的な意見を交換するとした場合、果たして他の市民はどう考えるんだと。市民を交えて議論するなら、それなりの場を設定しないと、陳情書を出したのを契機として、市民が一人、そして議会運営委員会のメンバーという形で議論するのは、ちょっと違和感があります。だから、そこら辺を議会運営委員会の委員長には考えていただきたいと思っています。

宮本政志委員長 今、白井議員からも御意見ございました。ほかの市民の方もという御意見もありましたけれども、あくまで参考人の方を呼ぶ、そして日時を決定して来ていただいて、陳情者の説明により、この陳情書に関する御意見をお聞きするというを進めていきます。今後の議会運営全体に対して、この陳情者を呼ぶ、つまり、参考人招致ではなく、議会

運営全般に関して、白井議員がおっしゃったことは重要なことですから、その辺りを念頭におきながら協議していかないといけないなと思いましたが。貴重な御意見ありがとうございます。そのほかございますか。よろしいですか。もう12時を少し過ぎそうなんですけど、ここで付議事項2は終わりました、暫時休憩に入りたいと思います。

---

午後11時55分 休憩

---

---

午後0時6分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。続きまして付議事項3のその他について、ございますか。

森山喜久副委員長 先日、議長から本会議最終日における議員の行動について指摘があったと思っています。本会議最終日において、議決権の行使は議員の重要な職責の一つであります。議決権を行使する際には、緊張感を持って本会議に臨むべきであると考えますし、その議決権の行使の際に市民が見ていて疑いを持たれるような行為については、慎むべきだと思います。その2点について、提起させていただきたいと思っておりますし、議員の行動について緊張感を持って対応することということを、改めて議会運営委員会で確認してから、状況をまた報告していただきたいと思っています。

宮本政志委員長 今、森山副委員長から、創政会の意見として2点、議長から諮問を受けた件について意見が出ました。その後の議会運営委員会としてというのは、全員協議会のことかな。そういうことを今言われましたけど、ちょっと分けないといけないね。今2点、森山副委員長から創政会から意見が出ておりますが、それについて大井委員、笹木委員いかがですか。

大井淳一郎委員 森山副委員長が創政会の意見として言われたことについて、私も同感でございます。やはり議決権行使で一番議員にとって重要な、職責の一つでございますので、その際には緊張感を持ってやらなきゃいけない。例えば、賛否を示すときに、賛否できないような、例えば、寝ていたということは決してあってはならないし、また議決権を行使する際に、同僚議員に促されて賛否を示すこともあってはならない。やはり市議会の中で、議決権行使の際には、それぞれがしっかりした意思を表明することが大前提であると考えますので、やはりその点は、議運決定というか、委員長から全員協議会の中で指摘すべき事柄だと思っております。

笹木慶之委員 先ほど来から、紛らわしい言葉といたしますか、事象について二つの形がありました。まず1点目は、極端な言い方をしますが、居眠りをしておるといふような現象面のこともありました。先ほどあったように、ただ単純にそういうことではなしに、議決に加わったという、意思表示をきちっと赤裸々にしてもらいたいということの緊張感が欠落しているんじゃないかと思いました。したがって、こういった事案については、やはり二つの現象面をきちっと整理しながら、的確に議員同士が正確に確認してもらいたいということで、我々の会派としても、それについてはしっかり意見を言いながら対応していきたいということで締めくくっております。

伊場勇委員 今、笹木委員がおっしゃった居眠りについて気になったんですけど、居眠りと思われるような行為ですね。断言はしてないし、確認していませんが、そう見られたことは、もちろん市民の方にも不安を与えるということでございます。議会運営委員会において、議会運営についてしっかり話すための委員会ですから、そういったことが議長からの諮問を受けて、実際にあったことを踏まえて、議会運営委員会からしっかり注意喚起するということは、律するために、皆さん、いま一度、そこはもう議会としてやっていくと。これが、わざわざ議長にお願いしてとかじ

やなくて、責任を持って議会運営委員会でしっかり注意喚起するという  
ことを皆さん合意していただきたいなと思っています。

宮本政志委員長　そうですね。先日の議長の発言中には、先ほど伊場委員が笹  
木委員の発言で少し訂正されたように、居眠りしておりますというよう  
な断言を議長は一切しておられませんので、その辺りは再度、私から確  
認の意味で発言させていただきます。それから、今、皆さんからしっか  
り議運決定事項として伝えてくださいとおっしゃったことは重要なこと  
なんですけど、そもそもこういったことを議長から議会運営委員会に諮  
問されること。それから、このようなことを全員協議会で議運決定事項  
として議会運営委員会の委員長が全議員に伝えること自体が私は情けな  
いと思っています。一人一人の議員が市民の代表として議会に出席し  
ているという自覚を持って、まさに日頃から議長がおっしゃっている  
ことは、21人の議員全員がいましめのように自覚を持っていただく  
という意味でも、今3会派の皆さんがおっしゃった内容を、本当情けない  
ところありますけども、しっかり議運決定事項として全議員に伝えてい  
こうと思います。それでは、その他の一つ目……

高松秀樹議長　森山副委員長が説明した、議決権行使の際、市民から疑いを持  
たれる行為は慎むべきであるということなんですけど、具体的に市民から  
疑いを持たれる行為は何を指すのか説明してもらえますか。

森山喜久副委員長　この度のところで言えば、立たれる議員が座られていた議  
員を促して、立たせるような行為に見られたという疑いが持たれたので  
はないかなと思っています。議決権自体は、一人一人議員が自分たちの  
意思を持って行うべきものですが、立たないからといって立たせるよう  
な行為に見られたというのは、ちょっとまずかったのかなと思っています。

高松秀樹議長　ちょっと前のことなんで覚えてないんですが、映像にも残って

いるはずですよ。実際、森山副委員長が言われるような行為があったか、なかったか。つまり、採決の際に、促す、強要する、これはあつてはならないことだと思います。居眠りより非常に重要な話になってくるんですが、これは再度、事実確認もせずに議会運営委員会で議論するのはふさわしくないと思いますので、この映像を再度確認していただきたいと思います。

中村議会事務局次長 12月議会の最終日のことだったかと思います。実は、私はその日、体調不良で休んでおりましたので、家で実際の中継を見ておりました。今、議長、森山副委員長がおっしゃった部分を実際に私も見ておりますとはいえ、その後の映像が、今もう掲載されているんですけども、まだ正式に見直しておりませんから、今、議長もおっしゃったように議員の皆さん、事務局も含めて、確認が必要かなと思います。

宮本政志委員長 今回の議長の指摘については、もっともです。映像が見られる段階になったら — もう見られるんだよね。そうしましたら、議会運営委員会のメンバーでしっかり、その録画を見て確認いたしましょう。よろしいですか。ほかにございますか。

伊場勇委員 そうしたら、今議題になっていることについては、動画をまた確認した後日、この話をするということですか。分かりました。

宮本政志委員長 その他の1に関しては、中継録画が見られるということですので、それを見て、本日の議運決定事項を全員協議会で伝えることとなります。もし、今、私たちが議論して、全員協議会で今日の決定を報告するに当たって間違いがあれば訂正しないといけませんので、それも踏まえて、確認しなければならないと思っております。事務局、確認しますけど、今からでも見られるんですか。

岡田議会事務局議事係主任 ホームページ上で御確認いただけます。

宮本政志委員長 事務局に確認しましたら見られるということです。それを確認しますか。よろしいですか。それでは暫時休憩に入ります。

---

午後 0 時 1 6 分 休憩

---

---

午後 0 時 3 6 分 再開

---

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。先ほど出ました議決権を行使する際の録画を確認させていただきました。確認したことについて御意見はございますか。

森山喜久副委員長 12月定例会、12月19日の質疑等の採決の映像を確認させていただきました。どう見ても山田議員は寝ているように見えますし、山田議員を起こすそぶり、もしくは、立ち上がるように促すそぶりを中島議員が2回ほど手で合図したということ認識できたと思います。

伊場勇委員 映像を確認したところ、前段のところは目をつぶっていらっやってちょっと頭が下がっている、寝ているとも取られるような行為をされていたということです。その隣にいらっやった中島議員が、1回目は、腕をたたいて起きるように促したのかなと思いました。その後、ひじの辺りを上に持ち上げて、立つように促すようにも取られる行為であったなど、映像を見て確認いたしました。

宮本政志委員長 ほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと私も録画の画面を見まして、今、伊場委員や森山副委員長が言われること、私もそう思います。先ほどの議論からいきますと、やはり議運決定事項として、しっかり全議員に全員協議会でお知らせすべき内容だと思います。内容のほうはもう先ほど協議しておりますけど、皆さんの御意見を確認しましたので、そういう方向性で議会運営委員会としては報告

しますけどよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それではその他でほかにございますか。

伊場勇委員 陳情に対するの受理の定義について、議長から、いま一度しっかり確認していただきたいということがございましたので、それについて議題として上げさせていただきます。私が調べた限りでございしますが、本市議会の会議規則の第145条に「陳情書の処理」というところがございまして、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」ということとございします。それを前提に、第138条には、「請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」というものがございします。「請願書の提出は、平穩になさなければならない。」と定義しております。ということは、第138条の、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしたものについては受理をするというのが原則でありまして、受け取らないといったことは基本的にはないという認識でございします。

宮本政志委員長 事務局に確認したいんですけど、改選後で、これまでに陳情書を受理していないというケースがありましたら、件数を教えていただきたいんですけど、分かりますか。

岡田議会事務局議事係主任 これまで請願や陳情を受理しなかったケースは特にございませぬ。補足として申し上げますと、例えば、署名や記名押印が漏れていた結果、補正をお願いした件数というのにはございしますが、受理しなかったというケースはございませぬ。

宮本政志委員長 今、伊場委員が言われたように形式要件を満たしていれば、受理することが当たり前ですよね。それを提出者によって、あるいは、他の要因によって、要件を満たしているのに受理をしないというほうが

問題あると思うんです。ですから陳情書の定義としては形式要件を満たしていれば受理をするといった方針で今進められていますが、それには別段問題ございませんね。

大井淳一郎委員 私もその点は同意いたしますが、会議規則の中に「請願書の提出は、平穩になされなければならない。」とあります。この平穩の中身ですよ。文章が平穩でなければいけないのか、それとも出され方が平穩でなければいけないのか、いろいろ解釈があると思います。日頃そういう事務的なものを見られている事務局の見解をお伺いしたいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 ただいま大井委員が言われた中では、後者に当たるもので、内容の平穩ではなく、その提出方法の平穩と解釈しております。このように取り扱っている参考として、「議会運営の実際」という本の中に、その根拠となるような一説があるのですが、読み上げてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では失礼いたします。「会議規則で言う平穩は、例えば受理の強要、暴力の行使等によってはならないことを指します。請願書の内容が支離滅裂を極めていても審査に支障はありません。議会は内容によって採択、不採択を決定することができますからです。」となっております。すなわち、議会が実際に審査するのは委員会になろうかと思いますが、その中で適切に審査していただければよろしいことであって、内容については問わず、あくまでこの平穩とは提出方法の平穩を指すということで本市議会としても手続をしております。

笹木慶之委員 今、いろいろ考えておったんだけど、聞き方によるからあれがありますが、実はその陳情に関して、ある事例に基づいて陳情があったとします。仮説に基づいて、陳情された事案について、あるところで、ある方が一定の間、主観的な要素によって陳情されたときに、それについての対応についてはどのように考えていいですか。

岡田議会事務局議事係主任 先ほども申しましたように、実質的な内容は、委員会等において審査されることになろうかと思imasので、その仮説とおっしゃるものが、審査になじむものであれば、それを検証されまして審査を行っていただくことにはなろうかと思imas。

笹木慶之委員 そうすれば、今、言ったように一定の条件に基づいた上で陳情があったと思うけれども、内容的に見れば仮説的に見られるわけですよ。それはそれとして真摯に受け止めていいわけですね。確認しているんです。

宮本政志委員長 笹木委員が事務局に確認したいことは、これは仮説じゃないかという陳情書が出たときに、事務局が、それを受理することに関して今聞かれているわけですよ。だから、それが仮説かどうかということ自体もその時点で事務局は分かりませんよね。だからその件を事務局に聞くのは、局長もいらっしゃいますけど、お答えできないと思うんですけどね。

笹木慶之委員 なぜかと言ったら、我々がその内容を見たときに、仮にという言葉があったときに、仮は断定できるのかという思うわけです。だから言っているわけです。だから事実であれば、もちろん正しく受け止めますが、仮にと言われるときに、そういう論法で対応できるのかどうかを今あえて聞いただけです。もう、整理されていけばそれ以上のことは聞きません。

宮本政志委員長 笹木委員がおっしゃったこと等は、要は受理する要件を満たしていれば、受理していくという方針ということで先ほど話しておりますんでね。それで中身がどうこうということに関しては先ほど岡田主任から、事務局の見解を述べたもの、つまりそのことが答えになるんじゃないかなと思imas。

伊場勇委員 先ほど大井委員が言われた平穩についてということでございます。

議会事務局のお答えもございました。その陳情の内容について、基本的人権を否定するものや個人の秘密を暴露するものや、司法権の独立を侵害するものは、一般的に考えて分かる話だと思うんですね。ただ、いろいろな学者とかのお考えや、主観が入った陳情が来たときに、それが、平穩であるかないかというのは判断が難しいところがあるのかなと思います。明らかにそこに反しているのであれば、それは陳情としてなさないという判断はできるのかなと思いますが、基本的にはそういう要件が整っていれば、その陳情書は受理するということについてももう一度確認をしたいんですが、それについて、事務局の見解はいかがでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 先ほども申しましたように、この「平穩」とはあくまでその提出の方法の平穩を指すことでと解釈して現在は運用しております。そして今、伊場委員が言われたことにつきましては、恐らく参考として拝読した文献が同じかなと思うんですが、確かに先ほど申し上げたものと同じ文献の中に、基本的人権を否定するもの、個人の秘密を暴露するもの、司法権の独立を侵害するものは、一般的に議長は受理する必要がありませんとも書いております。ですので、先ほどの手続の平穩とこれは切り離してお考えいただきたいんですが、伊場委員がおっしゃいましたように、実際に明らかにそれに反すると、誰が見ても確定できるような明確なものでしたら、事務局も判断できる可能性がございます。ただし、この基本的人権を否定するもの、例えばなんですが、この基本的人権というのは侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来に国民に対して付与されている権利でございまして、その中の一つに請願権もこの基本的人権の一つであります。ですので、例えば、ある特定の人物を指して、この人に請願権を与えないでほしいという請願が、仮に出た場合、それはもう明らかに反すると分かるので、議長は受理する必要がございませんので、受理しないという判断もあり得ると思いま

す。ただ、全てのケースがそのように明らかではなく、どの程度のも  
が人権を否定するものと言えるのか。個人の秘密を暴露するものと言  
えるのか、司法権の独立を侵害するものと言えるのか、判断が非常に難  
しいもののほうが多いのではないかと考えます。ですので、その辺りに  
つきましても、もちろんそういった、個別の事案が発生したときには何  
かしら対応を取る可能性はございますが、まずは形式的な要件が整っ  
ているなら受理をしてそれからのお話になるのが実情かと存じます。

宮本政志委員長 伊場委員の意見の中に、基本的人権を否定すると出て  
きましたね。今、岡田主任が具体例を出されて、説明もございました。この  
基本的人権というのは非常にシビアで、憲法で保障されている重要な  
ところですよ。

大井淳一郎委員 今、基本的人権という言葉が出ました。憲法第21条に表  
現の自由があります。先般出された陳情書の中に、政党の表現の自由、街  
頭宣伝は表現の自由でも保障されておりますが、やはり一定の制約を受  
けるものであります。公共施設、公有地でやったことが問題とありまし  
たし、また他者との人権もあります。そういった人権と人権がぶつかり  
合う場面では、特に裁判になるようにですね、非常にデリケートな問題  
ですので、なかなかこれを事務局とかで判断することは難しいと思われ  
ます。明らかに明白に違反しているものであればいざ知らず、そうでな  
いような場合もあり得ますのでやはりこれは、形式的要件を満たしてい  
れば受理せざるを得ないだろうと思っております。

宮本政志委員長 それではこの陳情書の受理の定義については、3党派とも  
意見は一致しておりますので、よろしいかと思えます。

森山喜久副委員長 前回の議会運営委員会でも、議長から「明るいまち」の  
記事について問題があるのではないかという指摘があったと思っております。  
この間、においても、議員の政治活動には介入はしないと。しかし、事

実確認をすること、不適切な記事は記載しないことということは、該当の市議に対して指摘していると思っています。そのことがきちんと行われていないということであれば、やはり問題であると思っています。その記事をきちんと入手して、次回以降の議会運営委員会で、しっかりと確認し、議論していく必要があると思います。

宮本政志委員長 前回、議長から諮問を確かに受けております。このことは、非常に重要なことですから、次回の議会運営委員会の中で諮っていきたいと考えておりますが、森山副委員長はそれに当たって、この議会運営委員会の中で協議するに当たって、「明るいまち」を入手して、協議していきましよう。委員会資料として、皆さんで共有してということですがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど録画を見まして、寝ているような感じに思いました。そして、議員として非常に大事な議決の場で、他者に促されて、そこであたふたしてと。その関係で、先ほど森山副委員長が言われたように、山田議員、中島議員という名前も出ました。この「明るいまち」というのは当然、共産党市議団が発行されている文書でございます。やはり緊張感を持った議員としての行動が取れないということは、やはり「明るいまち」等で、しっかり事実確認をするということもおろそかになるのかなあと。だから議長から指摘を受け、我々も諮問を受けて、今後深い協議をしていかないといけないという立場にあると思いますので、時間をかけてでも、このことについては協議していかないといけないと委員長として思っておるんですが、そういうことで皆さんよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこれを入手しましたら、それを委員会資料として協議していきましよう。今、その他の三つ目ですね。ほかにございますか。

岡田議会事務局議事係主任 では、能登半島地震に対する義援金について御報告させていただきます。先般、能登半島地震におきまして被害が甚大であるということを受けまして、議長、副議長そして、議会運営委員会の委員長等におかれまして、山陽小野田市議会としても何か義援金のよう

な形で支援できないだろうかという御相談を受けていたところ、先日、北信越市議会議長会が義援金のための口座を開設したという通知が来ましたので、このことを委員長にお知らせいたしました。その後、山陽小野田市議会として議員1人当たり1万円同額を拠出することで計21万円を山陽小野田市議会として、この北信越市議会議長会を通して、被災された方々への義援金とすることについて、全議員の皆様のご了承を得ましたので御報告させていただきます。

宮本政志委員長 今、事務局から義援金に対して、全議員の了解を得ておりますと報告がございました。こちらはこの義援金という方向性でよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）その他四つございましたが、それ以外に何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局のほうは。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長よろしいですか。（うなづく者あり）以上をもちまして第11回議会運営委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

---

午後0時57分 散会

---

令和6年（2024年）1月29日

議会運営委員長 宮本政志